

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川裕嗣

| | | | |
|---------|--|----------|--|
| 葛飾吉川松伏線 | 北葛飾郡松伏町大字上赤岩字辻一〇七六番一地先から 同郡同町大字上赤岩字永宮一七五〇番一地先まで | 令和八年二月六日 | 令和六年九月三日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長二四・六四メートル |
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 備考 |
| | | | |